

埼玉県土地地区画整理事業  
県道整備費交付要綱

埼玉県都市整備部

## 埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付要綱

### (趣 旨)

**第1条** 県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）

第2条に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）の県道整備の促進を図るため、市町村が施行するもの（以下「市町村施行」という。）又は組合等（法の規定に基づき事業を施行する土地区画整理組合（土地区画整理組合の設立に必要な数の地権者（施行予定地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者）が参加している準備組織を含む。）、個人施行者（「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（昭和50年法律第67号）第10条の規定に基づく特定土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）を単独で又は共同して施行する公的主体に限る。）、農住組合（特定土地区画整理事業を施行するものに限る。）、独立行政法人都市再生機構及び埼玉県住宅供給公社をいう。以下同じ。）が施行するものに対し土地区画整理事業に要する経費の補助を市町村が行うもの（以下「組合等施行」という。）であって、その施行区域内に都市計画決定済みの県道等（県道及び県へ移管することについて市町村長と知事との間に協議が成立している道路をいう。以下同じ。）を含むものに対し、予算の範囲内において、「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日国官会第2317号）第6の一に定める事業に充てるため、市町村施行においては施行者に、組合等施行においては補助する市町村に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助金の算出)

**第2条** 補助金は、次により算出した額とする。

市町村施行においては「土地区画整理補助事業の実施細目の改訂について（平成15年6月10日付け国都市第85号）」国通知別紙第1「公共団体等区画整理補助事業実施細目」、組合等施行においては同通知別紙第2「組合等区画

整理補助事業実施細目」により国に了承された実施計画書の基本事業費のうち、都市計画決定済みの県道等に対する事業費（以下「県道等整備費」という。）の3分の1を限度とした額とする。

**（各年度の補助金額）**

**第3条** 各年度の補助金は、前条で算定した額に当該年度の県道等整備費に係る国庫補助事業等に係る事業費の割合を乗じて得た額を限度として、知事の定める額とする。

〔限度額算定式〕

$$\frac{1}{3} \times \begin{array}{l} \text{県道等整備費に係る} \\ \text{国庫補助事業等の当該年度の事業費} \end{array}$$

**（申請書の様式等）**

**第4条** 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1-1号及び1-2号のとおりとする。

2 第1項の申請書の提出期限は、毎会計年度、県が定め、別途通知する日とし、その提出部数は、1部とする。

**（記載事項等）**

**第5条** 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

**（交付決定通知書の様式）**

**第6条** 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2-1号及び2-2号のとおりとする。

**（報告書の様式）**

**第7条** 規則第13条の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定めるとおりとする。

(1) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたい時を含む。）

に提出するもの 様式第3-1号

(2) 補助金の交付の決定に係る会計年度（以下「事業年度」という。）が終了

したときに提出するもの 様式第3-2号

2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業の廃止及び事業年度の終了の場合を含む）した日から起算して30日を経過した日又は補助事業年度の末日のどちらか早い日までとする。

#### （補助金の交付）

**第8条** 県は、事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたときは、補助事業の遂行の度合いに応じ、補助金の概算払いをすることができる。

2 補助金の交付は、様式第4号の請求書に基づき行うものとする。

#### （額の確定）

**第9条** 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号の通知書により行うものとする。

#### （残存物件）

**第10条** 補助事業者は、補助事業が完了した場合において、補助金の交付の対象となった機械器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料が残存するときは、備品及び材料の残存価格（補助事業等における残存物件の取り扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号）の記の2の（5）の規定により算出した額をいう。）に補助の対象となった経費に対する補助金の割合を乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、同種の補助事業に備品及び材料を継続して使用する場合はこの限りではない。

#### （繰越）

**第11条** 補助事業者は、予算に定められた繰越明許費について、当該補助金を翌年度に繰越す必要がある場合、様式第6号により申請するものとする。

### (書類の整備等)

**第12条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間かつ事業の換地処分の公告があった日の翌年度末まで保管しなければならない。なお、県との協議により保管期間を変更することができるものとする。

### (暴力団排除に関する誓約)

**第13条** 補助事業者は、別紙3記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

附 則

この要綱は、昭和53年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年10月9日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。なお、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年度の補助金から適用する。

なお、地方特定道路単独事業については、埼玉県地方特定道路公共団体土地  
画整理事業補助金交付要綱を適用する。

附 則

この要綱は、平成11年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

なお、令和2年3月31日以前に事業認可を受けた組合等については、従前の  
とおりとし、別添によるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

要綱第13条の補助事業者には、要綱第1条第1項の規定に基づき市町村から補助  
を受ける組合等を含む。

なお、要綱第13条の規定は、別添にも適用する。

**(補助)**

**第1条** 県は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）の規定に基づき令和2年3月31日以前に認可を受けた土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する土地区画整理組合（土地区画整理組合の設立に必要な数の地権者（施行予定地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者）が参加している準備組織を含む。）、個人施行者（「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」（昭和50年法律第67号）第10条の規定に基づく特定土地区画整理事業（以下「特定土地区画整理事業」という。）を単独で又は共同して施行する公的主体に限る。）、農住組合（特定土地区画整理事業を施行するものに限る。）、独立行政法人都市再生機構及び埼玉県住宅供給公社（以下「組合等」という。）に対し、予算の範囲内において、「社会資本整備総合交付金交付要綱について」（平成22年3月26日国官会第2317号）第6の一に定める事業に充てるため、補助金を交付する。ただし、法第120条の規定に基づく街路事業（国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業）に係る公共施設管理者負担金を受け又は受けようとする組合等については、この補助は行わない。

2 前項の補助金の交付に関して補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本別添に定めるところによる。

**(補助対象事業)**

**第2条** 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する事業とする。ただし、組合等が施行する特定土地区画整理事業又は独立行政法人都市再生機構若しくは埼玉県住宅供給公社が施行する土地区画整理事業（特定土地区画整理事業を除く）にあつては、第1号から第3号までに掲げる要件のすべてに該当することで足りるものとする。

- (1) 組合等が法第3条の4の規定により都市計画事業として施行する事業であること。
- (2) 施行地区の面積が原則として10ヘクタール以上（人口集中地区（DID）に係る又は隣接する区域に存する地区にあつては5ヘクタール以上）であること。
- (3) 街路事業（国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業）の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区であること。
- (4) 当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、広場、公園、緑地、河川等公共の用に供する面積の合計が施行地区の面積のおおむね25パーセント以上であること。
- (5) 施行地区内の都市計画において定められた道路（広場を含む。以下同じ。）のうち

原則として幅員12メートル以上（人口集中地区（D I D）に係る又は隣接する区域に存する地区、及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第2条に規定する大都市地域に該当する地区にあつては幅員8メートル以上）の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費（以下「用地買収方式事業費」という。）が当該事業の総事業費の3分の1以上であること。ただし、施行地区の面積が20ヘクタール以上については、この限りではない。

### （補助対象経費）

**第3条** 補助金交付の対象となる経費は、組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日国都市第85号）第2に定める補助対象の範囲のうち事務費に係る部分を除くものとする。ただし、これによりがたい場合及び特に必要がある場合においては、県は組合等と協議して定めるものとする。

### （補助額）

**第4条** 補助額は事業の総事業費から次の各号に掲げるものを減じた額とする。ただし、第2条第1項第5号に規定する道路の用地買収方式事業費の額を限度とする。

- (1) 保留地処分金
- (2) 当該補助金以外の補助金等
- (3) 鉄道負担金
- (4) 公共施設管理者負担金
- (5) 賦課金
- (6) 寄付金その他これらに類するもの。

2 平成21年4月1日以降に事業認可を受けた組合等に対する補助額は、第1項のただし書きに依らず、県が管理する若しくは管理することが予定されている都市計画道路の用地買収方式事業費の額を限度とする。

### （交付申請）

**第5条** 規則第4条第1項の申請書の様式は、別添様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出部数は、正副2通とする。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定するその他知事が定める事項を記載した書類は、次の各号に掲げる書類とし、その様式及び記載方法は、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」（平成13年6月27日国都総第2000号）に定める例によるものとする。ただし、組合等は県と協議して書類の一部を省略することができる。

- (1) 工事設計書
- (2) 図面



- (3)実施予定箇所図（5千分の1程度の平面図に実施予定箇所を明示したもの）
- 4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

### **（交付決定通知書）**

**第6条** 規則第7条の交付決定通知書の様式は別添様式第2号のとおりとする。

### **（事業の執行）**

**第7条** 事業の執行にあたり請負その他契約を締結する場合には地方自治法第234条の規定に準じて行わなければならない。

### **（状況報告）**

**第8条** 組合等は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況に関し、その都度指定する様式で知事に報告しなければならない。

### **（実績報告書）**

**第9条** 規則第13条の実績報告書の様式は、別添様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出部数は、正副2通とする。
- 3 第1項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとし、その様式及び記載方法は、「都市・地域整備局所管補助事業等の実績報告書の取扱いについて」（昭和45年6月23日建設省国都総発第171号）に定める例によるものとする。
- (1)発生物件精算調書
- (2)材料精算調書
- (3)備品精算調書
- (4)完了箇所図（5千分の1程度の平面図に完了箇所を明示したもの）
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、次の各号のとおりとする。
- (1)補助事業が完了したとき（補助事業の廃止を含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する県の会計年度の末日のいずれか早い日とする。
- (2)補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、県の会計年度の末日とする。

### **（補助金の交付）**

**第10条** 県は、事業の円滑な実施を図るために必要があると認められたときは、補助事業の遂行の度合いに応じ、補助金の概算払いをすることができる。

- 2 補助金の交付は、組合等の提出する補助金交付決定通知書の写しを添えた別添様式第4号の請求書に基づき行うものとする。

### **(額の確定)**

**第10条の2** 規則第14条の補助金の額の確定通知は、別添様式第5号の通知書により行うものとする。

### **(残存物件)**

**第11条** 組合等は、補助事業を完了した場合において補助金の対象となった機械器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）及び材料が残存するときは、備品及び材料の残存価格（補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省会発第74号）の記の2の（5）の規定により算出した額をいう。）に補助の対象となった経費に対する補助金の割合に乗じて得た金額を県に納付しなければならない。ただし、知事の承認を得て同種の補助事業に備品及び材料を継続して使用する場合には、この限りではない。

### **(書類の整備等)**

**第12条** 組合等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間かつ事業の換地処分の公告があった日の翌年度末まで保管しなければならない。なお、県との協議により保管期間を変更することができるものとする。

3 前項に規定する保管期間を経過する前に組合等が解散しようとするときは、組合等の主たる事務所を管轄する市町村の長に第1項に規定する帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

### **(書類の経由)**

**第13条** 規則に基づき知事に提出する書類は、組合等の主たる事務所を管轄する市町村の長を経由しなければならない。

様式第 1 - 1 号 (第 4 条関係)

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

市 町 村 長 (公印省略)

下記により令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 地 区 名 地区
2. 県道整備事業等箇所別表 別表 1 のとおり
3. 交 付 申 請 額 金 千円
4. 県道整備事業資金計画書 別表 2 のとおり

様式第 1 - 2 号 (第 4 条関係)

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付決定変更申請書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

市 町 村 長 (公印省略)

下記により令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費の変更交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 1. 地 区 名          | 地区        |
| 2. 県道整備事業等箇所別表    | 別表 1 のとおり |
| 3. 交付決定済額 (変更前)   | 金 千円      |
| 変 更 増 △ 減 額       | 金 千円      |
| 交 付 決 定 変 更 申 請 額 | 金 千円      |
| 4. 県道整備事業資金計画書    | 別表 2 のとおり |

様式第2-1号（第6条関係）

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度  
埼玉県土地区画整理事業県道整備費については、下記のとおり交付する。

記

1. 地区名 地区
2. 交付決定額 金 円
3. 支払方法
4. 交付条件

- （1）補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告して、指示を受けなければならない。

様式第2-2号（第6条関係）

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費変更交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度  
埼玉県土地区画整理事業県道整備費については、下記のとおり変更する。

記

- |          |        |    |
|----------|--------|----|
| 1. 地区名   |        | 地区 |
| 2. 交付決定額 | 金      | 円  |
| 変更増△減額   | 金      | 円  |
| 改交付決定額   | 金      | 円  |
| 3. 支払方法  | 変更前に同じ |    |
| 4. 交付条件  | 変更前に同じ |    |

様式第 3 - 1 号 (第 7 条関係)

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備事業完了実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼 玉 県 知 事

市 町 村 長 (公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第 13 条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 1. 地区名                    | 地区        |
| 2. 県道整備事業等完了実績報告箇所別表及び箇所図 | 別表 3 のとおり |
| 3. 残存物件精算調書               | 別表 4 のとおり |
| 4. 残存物件継続使用調書             | 別表 4 のとおり |

(注) 該当のない調書については、提出する必要はありません。

様式第3-2号(第7条関係)

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備事業終了実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

市町村長(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備事業を実施したので、補助金等の交付手続き等に関する規則第13条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 地区名          | 地区      |
| 2. 県道整備費受入調書    | 別表5のとおり |
| 3. 県道整備事業実施状況調書 | 別表6のとおり |



様式第4号（第8条関係）

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費請求書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長（公印省略）

下記の金額を支払われたく、関係書類を添えて請求します。

記

金 円

ただし、令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費

地 区 名		地区
本年度県道整備費交付決定額	金	円
前回までの受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

（注）県道整備費交付決定通知書の写しを添付すること。

様式第5号（第9条関係）

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で完了実績報告のあった令和  
年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費については、補助金等の交付手続き  
等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので、通  
知します。

記

金

円

（都市名

地区名

）

様式第6号（第11条関係）

令和 年度埼玉県土地区画整理事業県道整備費繰越申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼 玉 県 知 事

市 町 村 長（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった埼玉県土地区画整理事業県道整備費の繰越をしたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- |                        |   |            |
|------------------------|---|------------|
| 1. 地 区 名               |   | 地区         |
| 2. 交 付 決 定 額           | 金 | 千円         |
| 3. 繰 越 予 定 額           | 金 | 千円         |
| 4. 繰 越 額 内 訳 調 書       |   | 別表7-1のとおり  |
| 5. 用 地 及 び 補 償 費 内 訳 表 |   | 別表7-2のとおり  |
| 6. 工 事 費 内 訳 表         |   | 別表7-3のとおり  |
| 7. 繰 越 説 明 書           |   | 別紙1, 2のとおり |
| 8. 工 程 表               |   | 別表7-4のとおり  |
| 9. 位 置 図               |   | 別表7-5のとおり  |

別紙 1

繰越説明書

補償契約者

補償物件概要

補償契約日 令和 年 月 日

補償金額		円
	前払金	円
	未払金	円

交渉経過

繰越理由

完了予定 令和 年 月 日

別紙2

## 繰越説明書

工事名

工事概要

請負契約日 令和 年 月 日

請負金額 円

前払金 円

未払金 円

経過

繰越理由

完了予定 令和 年 月 日

別紙3（第13条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

所 在 地： \_\_\_\_\_

事 業 者 名： \_\_\_\_\_

代表者職・氏名： \_\_\_\_\_

別表1

令和

年度県道整備事業等箇所別表

交 付 申 請  
交 付 決 定 変 更

(単位：千円)

県道整備事業等の名称／目的及び内容		県道整備費の算出方法			
事業名	埼玉県土地区画整理	事業費 (C)	0		
箇所名		控除額 (D)	0		
事業認可告示年月日		補助基本額 (E) = (C) - (D)	0		
事業施行期間	平成 年度～令和 年度	補助率	1/3以内		
工事施行延長又は面積		補助金額 (F)	0		
用地面積・物件戸数等		事務費の算出方法			
事業完了予定期日		事務費 (B)			
経費の配分		事務費の控除額 (G)			
本工事費	0	事務費 (補助対象分) (H) = (B) + (G)			
付帯工事費	0	補助限度額 (I)			
測量及び試験費	0	摘 要			
用地費及び補償費	0	事務限度額算出基礎			
機械器具費	0				
営繕費	0				
換地諸費又は換地権利交換諸費	0				
工事費計 (A)	0				
事務費 (B)				残県道整備費	0 千円
事業費 (C) = (A) + (B)	0				

別表 2

県道整備事業資金計画書  
 (令和 年 月 日現在)  
 補助期間：自平成 年度 至令和 年度

(単位：千円)

種 別		計 画 額 ( A )	過 年 度 受 入 済 額 ( B )	今 年 度 受 入 予 定 額 ( C )	(A)-(B)-(C) 残 額
基本事業費	国庫補助金等	0	0	0	0
	県道整備費	0	0	0	0
	市町村費	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
地方特定道路 A		0	0	0	0
一般会計	都市再生	0	0	0	0
	まちづくり交付金	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0
保留地処分金		0	0	0	0
公共施設管理者負担金		0	0	0	0
地方特定道路 B		0	0	0	0
市町村単独費		0	0	0	0
鉄道負担金		0	0	0	0
そ の 他		(0)	(0)	(0)	(0)
		0	0	0	0
合 計		0	0	0	0

※その他 上段 ( ) 県費

県道整備費の内訳		用地買収方式	充 当 率	県 道 等 業 整 備 費	
県道整備事業の内訳	路 線 名	A	0	0.00%	0
		B	0	0.00%	0
		C	0	0.00%	0
合 計			0		0

都市名	
地区名	





## 残存物件継続使用調査・残存物件精算調査

## 材料繰越明細書

(単位：千円)

品名	形状寸法	単位	数量	購入単価	金額	適用
計						

## 備品繰越明細書

(単位：千円)

品名	形状寸法	単位	数量	購入単価	金額	適用
計						

- (注) 1 本表は、県道整備事業が完了した場合に残存した材料に残存した材料及び機械、器具、仮設物その他の備品（以下「備品」という。）を同種の他の事業に継続使用しようとする場合に作成のこと。  
 なお、本表に記載の残存した材料及び備品のうち耐用年数1年以下のもの又は所得価格500,000円未満のものはいずれかに該当するものを除き、継続使用について別途知事の承認をえること。
2. 備品の耐用年数は「補助事業等における残存物件の取扱について」の通達別表2「耐用年数表」によること。

別表 5

補助金受入調書

交付決定又は 変更年月日		金額	摘要
.		0	
.			
.			
合計		0	
補助金受入 変更年月日		金額	摘要
.		0	
.			
.			
合計		0	

交付決定状況

補助金受入状況

## 県道整備事業実施状況調書

(単位:円)

事業名	経費	契約 年月日	着工 年月日	完了(予定) 年月日	年度内 支出予定額	繰越額	摘要
合計	(0) 0				(0) 0	(0) 0	

※

本表は、補助事業に係る契約ごとに別行とすること。

摘要欄に、国庫補助の金種(臨時交付金の場合は交付金分、地方費分の別を含む)を記入する。

繰越する契約については、摘要欄に「繰越分」と記入する。

経費等金額の欄は、下記のとおり二段書きとする。

(上段)・・・補助金額

下段・・・契約金額

県道整備費に関する事業のみ記入すること。

## 県道整備費に係る補助事業

	補助基本額	県道整備費	補助基本額 繰越額	県道整備費 繰越額	備考
通常費					
交付金					
合計					

## 県道整備事業実施状況調書

(単位:円)

事業名	経費	契約 年月日	着工 年月日	完了(予定) 年月日	年度内 支出予定額	繰越額	摘要
区1-11号線 道路築造工事	(20,000,000) 20,790,000	R1.7.29	R1.7.29	R1.12.28	(20,000,000) 20,790,000	(0) 0	通常費
埼玉 太郎	(45,000,000) 45,150,000	R1.6.15	R1.6.15	R2.2.28	(45,000,000) 45,150,000	(0) 0	交付金 国費
区6-47号線 道路築造工事	(44,000,000) 60,900,000	R1.9.30	R1.9.30	R2.2.28	(44,000,000) 60,900,000	(0) 0	交付金 地方費
埼玉 次郎	(11,000,000) 11,025,000	R2.1.10	R2.1.10	R2.5.30	(7,700,000) 7,725,000	(3,300,000) 3,300,000	交付金 地方費 繰越
合計	(120,000,000) 137,865,000				(116,700,000) 134,565,000	(3,300,000) 3,300,000	

※

本表は、補助事業に係る契約ごとに別行とすること。

摘要欄に、国庫補助の金種(臨時交付金の場合は交付金分、地方費分の別を含む)を記入する。

繰越する契約については、摘要欄に「繰越分」と記入する。

経費等金額の欄は、下記のとおり二段書きとする。

(上段)・・・補助金額

下段・・・契約金額

県道整備費に関する事業のみ記入すること。

## 県道整備費に係る補助事業

	補助基本額	県道整備費	補助基本額 繰越額	県道整備費 繰越額	備考
通常費	20,000,000	5,000,000	0	0	
交付金	100,000,000	25,000,000	3,300,000	1,500,000	国費、地方費 別契約
合計	120,000,000	30,000,000	3,300,000	1,500,000	

埼玉県土地区画整理事業県道整備費繰越額積算内訳調書

都市名: \_\_\_\_\_

地区名: \_\_\_\_\_

(単位 円)

	当該年度補助基本額	R〇〇年度繰越額	繰越額	繰越額内訳(国庫補助)				県道整備費繰越内訳				
				本工事費	補償費	換地諸費	事務費	補助方式	R〇〇年度交付決定額	R〇〇年度執行額	繰越額	
通常		0	0								0	
	交付金		0								0	
臨時交付金		0	0								0	
地方費		0	0								0	
NTT		0	0								0	
促進		0	0								0	
計		0	0	0	0	0	0				0	0

※1 補助方式欄の記入について、「1/3」もしくは「1/3以内」と記入

※2 臨時交付金を交付金・地方費合併発注している場合は、交付金・地方費分を削除し、「通常費」と同様に記入する

別表7-2

## 用地及び補償費内訳表

(単位:円)

区分	氏名	契約額	令和〇〇年度	令和〇〇年度
			支払(予定)額	支払(予定)額
線 越 に 係 る 分				
	小計	(0) 0	(0) 0	(0) 0
完 了 分				
	小計	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	

上段( ): 国庫補助基本額(臨時交付金の場合、国費と地方費の合計額)

下段 : 契約額

欄外に、契約ごとに国庫補助の金種(臨時交付金の場合は交付金分、地方費分の別)を記入する。(1契約に複数の金種が含まれている場合は、国庫補助基本額の金種別(臨時交付金の場合は交付金分・地方費分別)内訳を記入する。)

別表7-3

## 工事費内訳表

(単位:円)

区分	請負業者名	契約額	令和〇〇年度	令和〇〇年度
			支払(予定)額	支払(予定)額
線 越 に 係 る 分				
	小計	(0) 0	(0) 0	(0) 0
完 了 分				
	小計	(0) 0	(0) 0	(0) 0
合計	(0) 0	(0) 0	(0) 0	

上段( ): 国庫補助基本額(臨時交付金の場合、国費と地方費の合計額)

下段 : 契約額

欄外に、契約ごとに国庫補助の金種(臨時交付金の場合は交付金分、地方費分の別)を記入する。(1契約に複数の金種が含まれている場合は、国庫補助基本額の金種別(臨時交付金の場合は交付金分・地方費分別)内訳を記入する。)





別表7-5  
繰越位置図

	事業主体	凡例	青 <input type="checkbox"/> 令和 <input type="checkbox"/> 年度施行済	赤 <input type="checkbox"/> 繰越箇所	縮尺 1:

別添様式第1号（別添第5条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

下記により埼玉県組合等土地区画整理事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- |   |              |         |   |
|---|--------------|---------|---|
| 1 | 補助事業の名称      |         |   |
| 2 | 補助金交付申請額     | 金       | 円 |
| 3 | 補助事業箇所表      | 別表1のとおり |   |
| 4 | 補助事業資金計画書    | 別表2のとおり |   |
| 5 | 年度別歳入歳出資金計画書 | 別表3のとおり |   |

（備考）

添付書類は、別添第5条の規定のとおりとする。

別添様式第1-2号(別添第5条関係)

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金( )  
交付決定変更申請書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

下記により埼玉県組合等土地区画整理事業補助金の変更交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- |   |              |         |   |
|---|--------------|---------|---|
| 1 | 補助事業の名称      |         |   |
| 2 | 交付決定済額(変更前)  | 金       | 円 |
|   | 変更増△減額       | 金       | 円 |
|   | 交付決定変更申請額    | 金       | 円 |
| 3 | 補助事業箇所表      | 別表1のとおり |   |
| 4 | 補助事業資金計画書    | 別表2のとおり |   |
| 5 | 年度別歳入歳出資金計画書 | 別表3のとおり |   |

(備考)

添付書類は、別添第5条の規定のとおりとする。

別添様式第1-3号(別添第5条関係)

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金( )  
(債務負担行為) 交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

下記により埼玉県組合等土地区画整理事業補助金(債務負担行為)の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- |   |              |         |    |
|---|--------------|---------|----|
| 1 | 補助事業の名称      |         |    |
| 2 | 補助金交付申請額     | 金       | 円  |
|   | (令和 年度       | 金       | 円) |
|   | (令和 年度       | 金       | 円) |
| 3 | 補助事業箇所表      | 別表1のとおり |    |
| 4 | 補助事業資金計画書    | 別表2のとおり |    |
| 5 | 年度別歳入歳出資金計画書 | 別表3のとおり |    |

(備考)

添付書類は、別添第5条の規定のとおりとする。

別添様式第1-4号（別添第5条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
（債務負担行為） 交付決定変更申請書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

下記により埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（債務負担行為）の変更交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称

2 区 分	交付決定済額（変更前）	変更増△減額	交付決定変更申請額
令和 年度	円	円	円
令和 年度	円	円	円
計	円	円	円

- 3 補助事業箇所表 別表1のとおり  
4 補助事業資金計画書 別表2のとおり  
5 年度別歳入歳出資金計画書 別表3のとおり

（備考）

添付書類は、別添第5条の規定のとおりとする。

別添様式第2号（別添第6条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏名（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度埼玉県  
組合等土地区画整理事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 支払方法 精算払い（概算払いすることができる。）
- 3 補助事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付要綱別添第4条の規定により定めた補助金の範囲における実支出額をもって行うものとする。
- 5 条 件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く）をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に補助事業に係る補助金の割合を乗じて得た金額を県に返還しなければならない。
  - (4) (1)の軽微な変更は、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）に定める例によるものとする。
- 6 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金に該当するもので同法の適用がある。

別添様式第2-2号（別添第6条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
交付決定変更通知書

令和 年 月 日  
第 号

様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度  
埼玉県組合等土地区画整理事業補助金については、下記のとおり変更する。

記

- |   |   |        |   |
|---|---|--------|---|
| 1 | 交付決定額                                   | 金      | 円 |
|   | 変更増△減額                                  | 金      | 円 |
|   | 改交付決定額                                  | 金      | 円 |
| 2 | 支払方法                                    | 変更前に同じ |   |
| 3 | 補助事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。 |        |   |
| 4 | 補助金の額の確定                                | 変更前に同じ |   |
| 5 | 交付条件等                                   | 変更前に同じ |   |



別添様式第2-3号(別添第6条関係)

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金( )  
(債務負担行為) 交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏名(公印省略)

令和 年 月 日付け 第 号で申請の令和 年度債務負担行為に基づく埼玉県組合等土地区画整理事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円  
(令和 年度 金 円)  
(令和 年度 金 円)
- 2 支払方法
- 3 補助事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、埼玉県土地区画整理事業県道整備費交付要綱別添第4条の規定により定めた補助金の範囲における実支出額をもって行うものとする。
- 5 条 件
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く)をする場合及び補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、知事の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に補助事業に係る補助金の割合を乗じて得た金額を県に返還しなければならない。
  - (4) (1)の軽微な変更は、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年12月21日総理府・建設省令第9号)に定める例によるものとする。
- 6 この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に規定する間接補助金に該当するもので同法の適用がある。

別添様式第2-4号（別添第6条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
（債務負担行為）交付決定変更通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏名（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した令和 年度  
債務負担行為に基づく埼玉県組合等土地区画整理事業補助金については、下記  
のとおり変更する。

記

1 変更交付決定額

区 分	交付決定額	変更増△減額	改交付決定額
令和 年度	円	円	円
令和 年度	円	円	円
計	円	円	円

2 支払方法 変更前に同じ

3 補助事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載の  
とおりとする。

4 補助金の額の確定 変更前に同じ

5 交付条件等 変更前に同じ

別添様式第3号（別添第9条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から  
令和 年 月 日まで
- 4 補助事業完了実績報告書箇所表 別表のとおり

（備考）

添付書類は、別添第9条の規定のとおりとする。

別添様式第3-2号（別添第9条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業の令和 年度終了分について、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで
- 4 補助事業完了実績報告書箇所表 別表のとおり

（備考）

添付書類は、別添第9条の規定のとおりとする。

別添様式第4号（別添第10条関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）請求書

第 号  
令和 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所  
名称  
代表者氏名

下記の金額を支払われたく、関係書類を添えて請求します。

記

金 円

ただし、令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）

交付決定額	円
前回までの受領済み額	円
今回請求額	円
残額	円

（注）補助金交付決定通知書の写しを添付すること。

別添様式第5号（別添第10条の2関係）

令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金（ ）  
確定通知書

第 号  
令和 年 月 日

様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

令和 年 月 日付け 第 号で完了実績報告のあった令和 年度埼玉県組合等土地区画整理事業補助金については、補助金等の交付  
手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり交付額を確定したの  
で通知します。

都市名

地区名

記

金

円

別表1

## 令和 年度補助事業箇所表( )

(単位:千円)

補助事業等の名称／目的及び内容		社会資本総合整備計画の内容			
事業名		整備計画			
箇所名		計画の名称			
設立認可 告示年月日	平成 年 月 日	計画の目標			
事業施行期間	平成 年度～令和 年度	要素事業名			
用地買収方式 事業費対象路 線		全体事業費			
実施経費の内容		左欄実施経費の内容のうち 用地買収換算経費の内容			
工事施行延長 又は面積		工事施行延長 又は面積			
用地面積 物件戸数等		用地面積 物件戸数等			
事業完了 予定期日	令和 年 月 日				
経費の配分					上段:変更前 下段:変更後
	事業費	国費	地方費	控除額	補助基本額
本工事費					
附帯工事費					
測量及び試験 費					
用地費及び 補償費					
機械器具費					
営繕費					
換地諸費又は 権利変換諸費					
工事費計					
事務費					
事業費					

別表2 補助事業資金計画書(収入)

基本事業費・A	千円	用地買収方式事業費	千円
特定道路	千円	過年度までの補助済額・B	千円
その他補助金等	千円	今年度補助申請額・C	千円
保留地処分金	千円	基本事業費残額(A-B-C)	千円
公共施設管理者負担金	千円		
寄付金その他	千円		
総事業費	千円	補助期間	平成 年度～令和 年度

別表3

年度別歳入歳出資金計画表

(単位：千円)

区分	年度		年度		年度		年度		年度		年度		計
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度		
歳出	工事費												
	補償費												
	利子費												
歳入	事務費												
	計												
	基本事業費												
	通常費												
	促進費												
	交付金												
特定道路													
その他補助金等													
保留地処分金													
公共施設管理者負担金													
寄付金その他													
計													
差引	過	不	足										
借入	金												

(過年度分は実施額を計上)







令和 年度補助事業完了実績報告(令和 年度終了分)箇所別表  
(単位:円) 事業主体名

(項)	事業実績調	(目的細分)	(箇所名)	補助金精算額調		交付決定	(当初)平成 年 月 日	(最終)令和 年 月 日	完了箇所図番号	支 出 済 額	番 号
				最終交付設計	当年度終了分(出来高)						
区	事業実績調	最終交付設計	区	最終交付設計	当年度終了分(出来高)	設立認可告示	平成 年 月 日	平成 年 月 日	15 工	事 請 負 費	
				事業費(C)							
工事施行延長又は面積			事業費(C)	事業費(C)		事業概要	年度~令和 年度		15 工	事 請 負 費	
				単独費							
用地買収面積及び物件移転戸数			除額	除額		事業概要			15 工	事 請 負 費	
				補助基本額(E)=(C)-(D)							
事業完了期日	令和 年 月 日	令和 年度 終了分	補助率(F)	補助率(F)		事業概要			4 共	済 費	
				補助金額(E)×(F)							
経費の配分			補助金額(G)	補助金額(G)		事業概要			7 賃	金	
				補助金受入状況							
本工事費			補助金受入状況	令和 年 月 日		事業概要			11 需	要 費	
				令和 年 月 日							
付帯工事費			補助金受入状況	令和 年 月 日		事業概要			13 委	託 料	
				令和 年 月 日							
測量及び試験費(調査費)			補助金受入状況	令和 年 月 日		事業概要			18 備	品 購 入 費	
				令和 年 月 日							
用地費及び補償費			補助金受入状況	令和 年 月 日		事業概要			14 使	用 料 及 び 賃 借 料	
				令和 年 月 日							
換地諸費			受入額合計(H)	受入額合計(H)		事業概要			17 公	有 財 産 購 入 費	
				受入超過額(I)=(H)-(G)							
計(A)	0	0	受入超過額(I)=(H)-(G)	受入超過額(I)=(H)-(G)		事業概要			19 負	担 金 補 助 及 び 交 付 金	
				残存物件納付額(J)							
事務費(B)			返還額	返還額(K)=(I)+(J)		事業概要			22 補	償 及 び 賠 償 金	
				返還すべき額(K)=(I)+(J)							
事業費(C)=(A)+(B)	0	0	摘要	摘要		事業概要			13 委	託 料	
				当初交付決定額	円						
現地調査	年月日(検査官)	年月日(検査官)	摘要	摘要		事業概要			13 委	託 料	
				繰越額	円						
完了検査	年月日(検査官)	年月日(検査官)	摘要	摘要		事業概要			13 委	託 料	
				繰越額	円						

別表(国費)

令和 年度補助事業完了実績報告(令和 年度終了分)箇所別表  
(単位:円) 事業主体名

(項)	(目的細分)	(箇所名)	補助金精算額		完了箇所 図番号	番号
			最終交付 決定設計	最終交付 決定設計		
区分	最終交付 決定設計	区分	当年終了分 (出来高)	当年終了分 (出来高)	15 工	費
工事施行延長		事業費(C)				
又は面積		控				
用地買収面積及び		除				
物件移転戸数		額				
事業完了期日	令和 年 月 日	補助基本額 (E)=(C)-(D)			4 共	済 費
経費の配分		補助率(F)			7 賃	金
工事費	本工事費	補助金額 (E)×(F)			11 需	要 費
	付帯工事費				13 委	託 料
	測量及び試験 費(調査費)				18 備	品 購 入 費
	用地費及び 補償費					
	換地諸費				14 使	用 料 及 び 賃 借 料
			受入額合計(H)			17 公
計(A)	0	受入超過額(I)=(H)-(G)			19 負	担 金 補 助 及 び 交 付 金
事務費(B)		残存物件納付額(J)			22 補	償・補 填 及 び 陪 償 金
事業費(C)=(A)+(B)	0	返還すべき額(K)=(I)+(J)				
完了 検査	現地調査	摘要	当初交付決定額	円	13 委	託 料
			繰越額	円		